

資料1

社会福祉法人定款変更認可申請(定款変更届)書類一覧

いずれも2部提出してください。(国所管の場合は3部)

	提出書類	原本証明(○が要証明)	注意していた だきたい事項	変更事項 (○印が必要な添付書類)									
				事業の追加		事業の 廃止	準則による 条文整理	役員定数の 変更	基本財産の変更				
				設置経営	受託経営				新築	増改築	削除		
1	申請書		別紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	変更後の定款		原本証明しないでください	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	現行の定款			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	理事会及び評議員会 議事録(写)	○	議事録の添付資料は、定款変更 に係る資料のみで可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	財産目録		事業追加として第1種社会福祉 事業、保育所、病院、老健、有 料老人ホーム等を加える場合必 要	○	-	-	-	-	○	○	○	○	
6	事業計画書		開始日の属する会計年度及び次 の会計年度の2ヶ年度分	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
7	収支計算書		開始日の属する会計年度及び次 の会計年度の2ヶ年度分	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
8	受託契約書(写)	○	委託決定書でも可	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
9	受託事業の概要説明書		受託契約書があれば不要	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
10	関係条例		受託契約書があれば不要	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
11	施設 建設 及び 借入 金 関係 不動産 購入 等 関係 書類 ※注	建設・購入に係る 収支計算書	施設建設・土地購入に係る収入 と支出がわかる書類を作成して ください。その際、収入と支出 の合計値(総額)が一致するよう に注意すること。	○	※○	-	-	-	○	○	-	-	
		補助金等の決定書(写)	○	変更交付決定も含む	○	※○	-	-	-	○	○	-	-
		助成金決定書(写)	○	変更交付決定も含む	○	※○	-	-	-	○	○	-	-
		借入金決定書(写)	○	額の変更決定も含む	○	※○	-	-	-	○	○	-	-
		償還計画		WAMに提出したもので可	○	※○	-	-	-	○	○	-	-
		償還金贈与 契約書(写)	○		○	※○	-	-	-	○	○	-	-
		各種証明書等		・貸与者の身分証明書、印鑑登 録証明等(個人から借入れる場 合)	○	※○	-	-	-	○	○	-	-
		建築資金贈与契約書(写)	○	建築資金の贈与を受ける場合	○	※○	-	-	-	○	○	-	-
		各種証明書等		・贈与者の身分証明書、印鑑登 録証明等。1部は写しでも可。	○	※○	-	-	-	○	○	-	-
		工事関係契約書・ 領収証(写)	○	・積算書は不要です ・領収書がない場合は、振込依 頼書の写し等でも可	○	※○	-	-	-	○	○	-	-
		不動産売買契約書(写)	○		○	※○	-	-	-	○	○	-	-
不動産登記事項証明書		原本を提出すること。1部は写し でも可。	○	※○	-	-	-	○	○	○	○		
建築確認書(写)	○		○	※○	-	-	-	○	○	-	-		
図面		公図、建物図面等。該当する部 分をマーカー等で示すこと。	○	○	-	-	-	○	○	-	-		
12	施設長就任承諾書、履 歴書及び施設長の資 格を有する書類(写)	○	第1種社会福祉事業、保育所、 病院、老健、有料老人ホームの 場合にのみ提出。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
13	廃止事業に係る財産の 処分方法			-	-	-	-	-	-	-	○	○	
14	事業の廃止届又は認可書(写)	○		○	-	○	-	-	-	-	-	○	
15	基本財産処分承認書 (写)	○		-	-	-	-	-	-	○	○	○	

- ※注1 事業追加の定款変更申請より以前(3ヶ月以内)に当該事業追加に伴う基本財産増の定款変更届が受理されている場合
…事業追加の定款変更申請時に重複する書類が省略できます。(ただし、1~4は省略できません。)
- 2 基本財産の定款変更届より以前(3ヶ月以内)に当該基本財産を利用して行う事業追加の定款変更認可申請が認可された場合
…基本財産増の定款変更届け時に重複する書類が省略できます。(ただし、1~4と登記事項証明書は省略できません。)
- 3 受託経営における事業追加による定款変更で施設建設や不動産購入等がない場合、施設建設・不動産購入等関係書類は省略できる場合があります。
- 4 いずれも2部提出してください。なお、原本提出となっている書類については、1部は原本の写しをご提出いただくことも可能です。

